

総合防除の実践ガイドライン（案）【骨子】

はじめに

- ・病害虫・雑草の防除は、安定的な農業生産の実現に不可欠、営農活動の基本。地域の農業生産の安定及び向上並びに持続的な発展を支え、農業生産の増大を通じた食料の安定的な供給を図るものとして重要。
- ・近年、気候変動の影響や薬剤抵抗性の発達等により、農作物への損害の発生を抑えることが困難な事例が発生。また、「みどりの食料システム戦略」においては、化学農薬使用量（リスク換算）の低減等の目標が掲げられている。
- ・営農活動における防除については、総合防除の考え方に基づく病害虫・雑草の管理（以下「総合防除の実践」という。）を基本とし、総合防除の実践により農業の持続的な発展を図る必要がある。
- ・本ガイドラインにより、生産現場における総合防除の実践の必要性、基本的な考え方及び実践体系、メリット、総合防除の推進に向けた方向性等を示す。食料・農業・農村基本法及び基本計画に即した、総合防除の推進及び生産現場への浸透を図る。

第1 ガイドラインの活用

- ・国及び都道府県は、法、総合防除基本指針、総合防除計画及び本ガイドラインを一体的に運用することにより、総合防除の実践及びその推進に必要な施策の展開を図る。
- ・食料・農業・農村基本計画に設定される KPI に即して、総合防除実践指標の策定等を図る。

第2 総合防除の実践の基本的な考え方

1 総合防除の実践の必要性及び目的

- ・「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針（平成 17 年 9 月 30 日付け 17 消安第 6260 号消費・安全局長通知）」の策定により、施設栽培での天敵の導入を中心として、IPM の考え方や実践は確実に広まってきている。
- ・しかしながら、気候変動等を背景として、病害虫・雑草を適切に管理することの重要性及び必要性が高まっている。また、農業者の急速な減少・高齢化等にも鑑みて、農薬だけに頼る対処的な防除から、「予防・予察」に重点を置いた総合防除への移行及びその実践が必要。
- ・総合防除の実践目的は、病害虫・雑草が発生及び増加しづらい生産環境を整え、持続的かつ効果的な防除を適時適切に実施し、病害虫・雑草のまん延防止及び農作物への損害の発生を軽減することにより、農業生産の増大及び農業の持続的な発展を実現するもの。

2 基本的な考え方

- ・総合防除の実践とは、利用可能な全ての選択肢を慎重に検討し、農薬の使用を含む各措置の経済性を考慮しながら、病虫害・雑草の発生及び増加を抑制し、かつ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を低減又は最小の水準にとどめる適切な措置を総合的に講じるもの。
- ・また、農業を取り巻く生態系のかく乱を可能な限り抑制しつつ、健全な作物の生長を増大させ、生態系が有する病虫害及び雑草抑制機能を可能な限り活用するもの。
- ・総合防除の実践にあたっては、病虫害・雑草の発生そのものの予防及び増加を抑制すること（予防）、並びに防除に関する措置の要否及びその実施時期を適切に判断すること（予察）に重点を置き、経済的被害許容水準を考慮した病虫害・雑草の発生密度の適切な管理を行う。

3 総合防除の基本的な実践体系

- ・総合防除は、①「予防の段階」、②「判断の段階」、③「防除の段階」の3つの段階を組み合わせるとともに、各段階において、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施することが基本。
- ・基本的かつ一般的な内容について、耕種的防除・物理的防除・生物的防除・化学的防除の4つの分類に沿って整理。

4 留意事項

- ・地方公共団体や農業者団体等は、他の地域における優良事例等も参考に普及・推進体制を定め、農業者等による総合防除の理解の促進及び総合防除の実践が図られるよう努める。

第3 総合防除の実践

1 総合防除の実践がもたらすメリット

- ・薬剤抵抗性・薬剤耐性の管理、適時・適切な病虫害・雑草の防除
- ・農薬使用に係る省力化・コスト削減等
- ・生産量の少ない作物における防除体系の確立
- ・輸出相手国の残留農薬基準に即した農産物の生産促進等
- ・環境負荷の低減、生物多様性の保全、有機農業の取組拡大等

2 「予防・予察」の重点化

- ・栽培ほ場での病虫害・雑草の発生を防ぎ、又は発生及び増加を可能な範囲で抑制することは、総合防除の実践における土台。基本的な栽培管理作業として実施される耕種的防除や物理的防除の重要性を農業者が認識し、かつ実践できる

よう、都道府県や農業者団体等は、防除指導等において丁寧な情報提供を行うよう努める。

- ・農業者が適時かつ適切に自身のほ場の状況を把握し、防除に関する措置の要否及びその実施時期を適切に判断できるような体制作りが重要。地方公共団体や農業者団体等は、提供する発生予察情報の明確さ等に留意するとともに、多様な媒体を活用し、迅速かつ確実な情報提供に努める。

3 総合防除の実践における農薬使用の考え方

- ・総合防除は、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施するもの。化学農薬の使用低減を図ることや天敵の導入を行うことだけが総合防除の実践ではなく、最も合理的な措置として化学農薬の使用を選択することは可能。
- ・国や都道府県等は、農薬の適正使用に係る普及啓発を通じて、農業者等の理解の醸成等を図る。

4 総合防除の普及・推進体制

- ・総合防除の普及・推進にあたっては、地域の実情に応じた関係者の役割分担の下、推進体制の構築及び連携に努める。
- ・特に都道府県は、適時かつ適切な防除指導の主体であり、総合防除の普及・推進の中心的役割を担っていることから、総合防除計画に定める防除指導の実施体制や、市町村及び農業者団体等との連携に関する事項を基に、総合防除の実践に係る新たな技術開発及び産地導入等の推進に努める。

- ・総合防除の推進に向けた方向性

－指導者及び地域リーダーの育成・伴走支援体制の整備

総合防除の実践を農業者に広く普及していくためには、指導者の計画的な育成や、防除に関する技術を有する人材の活用が欠かせないことから、国及び都道府県は、新たな指導者の育成を含めた体制整備に努める。人材育成にあたっては、技術士（農業部門・植物保護）や、その他の病虫害・雑草防除に係る資格の活用が有効。

また、農業支援サービスを提供する事業者の利活用、リーダー的農業者の育成等による、伴走支援体制を生産現場に導入する必要。

－都道府県間の連携及び地域全体での総合防除の実践

同様の課題等を抱える都道府県においては、課題解決に向けた研究開発や地域に合った実証等を役割分担しながら進めていくことが有効。また、地域全体での病虫害・雑草管理や、関係者の連携体制の見直し又は構築を検討する必要性が増加。

このため、指導者及び地域リーダーの育成等も踏まえつつ、発生予察調査

の結果に基づく病虫害発生情報の都道府県域を超えた共有や、広域型総合防除体制のあり方について検討する必要。

ーメリットの明確化

試験研究機関、都道府県等は、試験研究及び実証段階において、各技術の防除効果の他に、栽培体系全体に及ぼすメリットや収益への効果等について、具体的なデータを収集・整理するとともに、産地実証や現地検討会を通じて目に見える形で農業者に伝えるよう努める。

また、分かりやすいマニュアルや技術資料の作成及び提供、農業者のレベルに応じた段階的な総合防除の実践の提案、フォローアップ体制も必要。

ー農業構造転換の方向性を踏まえた新たな技術開発等

農業構造転換の方向性や、生産力の向上と持続性の両立に向けた取組に留意しつつ、効果的・低コスト・省力的かつ持続的な総合防除の実践に資するよう、下記のような新たな技術開発や産地普及を図る。

(予防に関する措置に資する技術)

土着天敵及び天敵を温存する栽培環境づくり、病害及び雑草に対する総合防除体系の確立 等

(判断に資する技術)

発生予察調査調査の効率化・高度化、AI 等を活用した防除の要否の判断支援技術 等

(防除に関する措置に資する技術)

リスクのより低い農薬への転換、総合防除の実践に資する機器の開発の推進、有機の農業生産に適した防除技術の開発 等

第4 総合防除実践指標の策定

1 総合防除実践指標について

・食料・農業・農村基本計画に掲げる KPI「総合防除実践指標の策定数(470 件)」に基づき、本項により総合防除実践指標の策定を図る。

・都道府県は、総合防除の実践にあたり必要な営農管理の工程(以下「実践項目」という。)と、各工程における具体的な取組内容(以下「実践ポイント」という。)をまとめた総合防除実践指標を策定及び公表するよう努める。

・農業者又は農業者団体は、総合防除実践指標に示される実践ポイント毎にその取組内容の必要性を認識し、現在の実践状況と照らし合わせ自身又は地域の取組の確認や評価を行い、必要に応じて今後の取組の見直しに努める。

・策定の必要性

ー(農業者による必要性)体系的に、予防・判断・防除の各段階に含まれる実践ポイントが示されることにより、総合防除の実践に必要な取組(予防及び

防除に関する措置、防除に関する措置の要否及びその実施時期の判断)の内容を具体的かつ容易に認識することが可能。

ー (防除指導者等による必要性) 作物ごとの病虫害・雑草管理に必要な基本的取組を農業者に示すことができる指導ツールとして、都道府県や農業者団体など防除指導者の理解醸成、個々の技術資料等に併せた防除指導への活用が可能。

・ 策定上の留意点

各実践ポイントが予防・判断・防除のいずれの段階に該当するのか明示する、具体的で分かりやすい記述にする、農業者が現実的に選択又は実施可能な措置を設定する、必要以上に実践ポイントを多く設定しない、農業者個人のみならず地域全体で取り組むことが重要な内容も考慮する 等

2 総合防除実践指標モデル

・ 植物防疫課長は、主要作物別に総合防除実践指標モデルの充実を図る。

3 総合防除実践指標に基づく総合防除の具体的な推進方策

・ 個々の実践項目及び実践ポイントの目的、管理の対象とする病虫害・雑草を明確なものとし農業者及び防除指導や伴走支援に携わる関係者の理解を醸成することにより、農業者等の育成を図る。また、実証ほを設置する等により、総合防除に取り組む必要性、各実践ポイントの目的及びその効果や、実践に要するコスト及び労力について、農業者側も実感できる。

・ 農業者や防除指導又は伴走支援を行う者が、都道府県や地域の実情に応じた総合防除の実践ポイントを体系的に理解し、またその内容に従い防除指導又は伴走支援を行うためのツールとして総合防除実践指標を活用。

・ 防除基準、栽培暦等の作成に当たっては、総合防除の実践の基本的考え方や実践体系等を可能な限り反映させ、病虫害・雑草の発生状況に応じ、多様な選択肢の中から適切な措置を選択することができるよう留意する。

・ 国は、都道府県等が策定する総合防除実践指標等に沿った農業者による又は地域における総合防除の実践を評価することができるよう、客観的な評価手法の確立を進める。

第5 本ガイドラインの見直し

・ 最新の科学的知見や利用可能な技術の発展、国内における病虫害・雑草の発生状況や農業政策の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。